

「錦町　結婚新生活　支援事業」

新生活を応援します

新婚さん

～新婚世帯の新居の住居費・引越費用を補助します～



対象となる費用

対象となる世帯

✿住居費

・新規の住宅取得費用

　（改修、増改築等リフォーム費用

を含む）

・新規の住宅賃借費用

賃料（1ケ月分）

敷金・礼金

共益費（1ケ月分）

仲介手数料

✿引越費用

・引越業者や運送業者へ支払った費用

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に支払われたもの

✿①～⑥をすべて満たす世帯が対象

①令和６年１月1日から令和７年３月３１日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯

②ご夫婦ともに婚姻日における年齢が

3９歳以下の世帯

③直近の所得証明書を基に、ご夫婦の合計所得金額が５００万円未満である世帯

④申請日においてご夫婦ともに、取得または賃借した錦町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所としてあること

⑤町税等の滞納がない世帯

⑥過去にこの制度に基づく補助を

受けたことがない世帯

⑤町税等の滞納がない世帯

⑥過去にこの制度に基づく補助を

受けたことがない世帯

補助の上限額

✿ご夫婦共２９歳以下：６０万円上限

　ご夫婦共３９歳以下：３０万円上限

（住居費と引越費用の合算）

申請期限

✿令和７年３月３１日

※詳しい内容は町のホームページでご確認ください。

※申請の際は、事前にご相談ください。

　　＜問い合わせ先＞　錦町役場　住民福祉課　住民係　☎0966-38-1112